

---

# 恵庭市デジタル化推進計画(案)

～デジタル技術を活用した新たな社会基盤の構築による

スマート自治体を目指して～

---

令和4(2022)年〇月

恵庭市

## 目 次

### 恵庭市デジタル化推進計画

#### 第1章 推進計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2. 計画の位置づけ ..... 2
- 3. 計画期間 ..... 2

#### 第2章 本市を取り巻く計画策定の背景

- 1. 社会情勢の変化、情報化を取り巻く状況 ..... 3
- 2. 国における情報化施策の動向 ..... 3
- 3. 北海道における情報化施策の動向 ..... 7
- 4. 本市の情報化の現状 ..... 9
- 5. データによる全国の情報通信機器の普及状況と市民意識調査結果 ..... 10
- 6. 国の統計調査や市民意識調査結果からわかったデジタル化の課題 ..... 16

#### 第3章 本市の情報化推進の方向性

- 1. 基本理念 ..... 17
- 2. 基本方針 ..... 17

#### 第4章 情報化推進に向けた体制

- 1. 推進体制と進行管理の方法 ..... 20

## 第1章 推進計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

本市においては、平成 17(2005)年 8 月に「恵庭市電子自治体推進計画」を策定し、第4次恵庭市総合計画(2006～2015 年度)に位置付けながら基幹情報システム整備や E-NET システムの更新、電子申請等のシステム開発などの HARP 構想を進め、行政事務の電子化やインターネットで電子申請を可能とする電子自治体を推進し、行政サービスの高度化と利便性の向上を図ることを目指してきました。

この間、情報通信技術(以下「ICT」という)は急速に進展し、市民生活においては、スマートフォン等の情報通信機器が普及し、国民全体のインターネットサービス普及率が増加しており、それにより、ICT の利活用がより一層身近なものとなっております。

また、昨今の少子高齢化や人口減少の影響から、労働力不足の深刻化が危惧される中、市民サービスの質の向上及び安定的な行政運営を確保するためには、ICT の利活用による行政手続の簡素化・省力化、AI や RPA 等の情報化技術を用いて業務効率の向上を図る必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な分野でこれまでとは異なる生活様式や働き方が求められる中で ICT が果たす役割は、より大きなものとなっております。

このような状況に対応していくためには、ICT を取り巻く環境や社会情勢の変化、国の ICT に関する施策及び本市の現状における課題を踏まえて、市民ニーズを捉えながら、市民の利便性の向上や将来にわたる安定的な行政運営の実現を目指し、ICT の効率的な利活用を推進するため、「恵庭市デジタル化推進計画」を策定し、デジタル化施策を計画的に推進していきます。

---

※基幹システム…事業活動そのものにかかわる重要なシステム。住民情報関連システムや税務関連システムなど。

※E-NET システム…基幹システム以外の業務で使用するシステム。

※HARP 構想…北海道電子自治体プラットフォーム構想。この構想に基づき、北海道と市町村と連携し、電子申請の構築や自治体のクラウド化の推進を進めている。

※クラウド化…インターネット上のネットワーク、サーバーなどを共有化して、サービス提供事業者が利用者に容易に利用可能とする仕組み。

※ICT…Information&Communication Technology(情報通信技術)の略。

※AI…Artificial Intelligence(人工知能)の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法による当該機能の活用に関する技術のこと。

※RPA…Robotic Process Automation の略。人間がパソコンを使って行う機械的な作業を自動化する技術のこと。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、国の情報化施策と整合性を図り、恵庭市総合計画を上位の計画とし、第7次恵庭市行政改革推進計画の推進に向けて必要となる本市のデジタル化施策の基本的な方向を示すとともに、その具体的な施策を定めるものとします。

また、官民データ活用推進基本法第9条第3項の規定に基づき、市町村で策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画である「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けます。

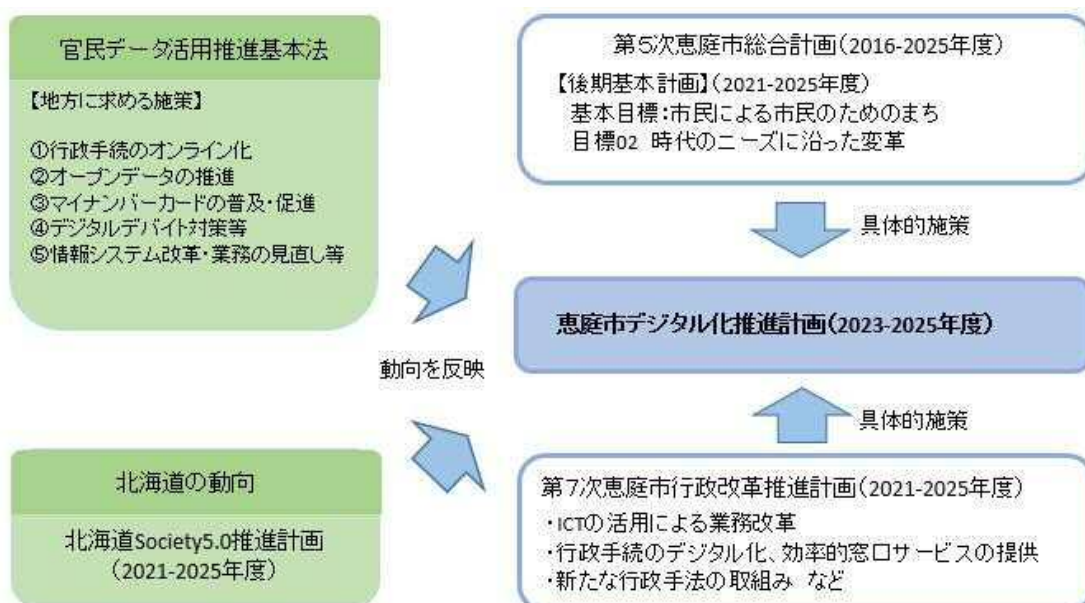


図1 本計画の位置づけ

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間とします。

年次	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
恵庭市総合計画	第5期総合計画(後期):5年				
恵庭市デジタル化推進計画	基本方針 検討・策定	実施計画 検討・策定	計画期間:3年		
恵庭市行政改革推進計画	第7次行政改革推進計画:5年				

図2 本計画の計画期間

## 第2章 本市を取り巻く計画策定の背景

### 1. 社会情勢の変化、情報化を取り巻く状況

これまでも、デジタル化に向けた取組みは官民挙げて推進され、ICTは社会経済活動の進む状況において、経済の発展はもとより、生産性向上や日常生活に大きな役割を果たしてきました。特に、スマートフォンが登場してからは、コミュニケーションのあり方を始め、仕事、観光、医療、介護等のあらゆる場面でICTが大きな影響を与えてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、その対応が長期化する状況において、我が国の行政の情報システムにおいて国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方公共団体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできなかったことなど、様々な課題が明らかとなりました。

こうした行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対処や行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的であり、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、ICTを活用したデジタル化を推進し、今後の急激な少子高齢化に伴う人口減少に対応するためにも、早急に自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)に取組み、スマート自治体へ転換することが必要とされています。

### 2. 国における情報化施策の動向

#### (1) 国の IT 戦略の経緯

我が国の IT 戦略は、平成 13(2001)年 1 月に、全ての国民が情報技術(IT)を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向けて「e-Japan 戦略」を策定し、主に情報通信インフラ等の整備を進め、その後、「e-Japan 戦略Ⅱ」をはじめとする戦略の見直しを行いながら、IT 国家を目指してきました。

平成 28(2016)年 12 月には、「官民データ活用推進基本法」が制定され、それを具現化するものとして、平成 29(2017)年に「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、平成 30(2018)年1月には、「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されました。

---

※デジタルトランスフォーメーション(DX)・・・将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

※スマート自治体・・・AI や RPA などを活用し、効率的にサービスを提供する自治体のこと。

また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題等を踏まえて、令和 2(2020)年 12 月には、「デジタル・ガバメント実行計画」が改定されるとともに、同計画のうち自治体が重点的に取り組むべき事項について具体化した「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」が策定され、各分野ごとに手順をまとめた「自治体 DX 推進手順書」(第 1.0 版)が令和 3(2021)年 7 月に策定されました。



図 3 国の IT 戦略の歩み (出典:「IT 新戦略の概要」内閣官房)

## (2)官民データ活用推進基本法(平成 28 年 12 月 7 日施行)

国では、インターネットやその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することで、急速な少子高齢化の進展への対応といった国が直面する課題の解決に向けた環境整備を進めています。

国、地方公共団体及びその他の事業者等が管理、利用、提供等を行うデータを官民データと位置づけ、適正かつ効果的な活用を推進するため、官民データ活用推進基本計画や施策の基本となる事項を定めています。

この法律に基づき、市町村による「市町村官民データ活用推進計画」の策定が努力義務とされましたが、策定に当たっては、次に掲げる5つの個別施策について盛り込むこととされています。

- ①行政手続等のオンライン化原則
- ②オープンデータの推進
- ③マイナンバーカードの普及・活用
- ④デジタルデバйд対策
- ⑤情報システム改革・業務の見直し(BPR)

(3) デジタル・ガバメント実行計画(平成 30 年 1 月策定、令和 2 年 12 月 25 日改定)

官民データ活用推進基本法及びデジタル・ガバメント推進方針に示された方向性を具  
体化した実行計画。地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進に当たり、地方公  
共団体の限られた資源を効率的に活用し、住民の利便性向上や地域課題の解決を図る  
ため、次の事項について取組むこととしています。

- ① 行政手続のオンライン化の推進
- ② 情報システム等の共同利用の推進
- ③ AI、RPA 等による業務効率化の推進
- ④ オープンデータの推進
- ⑤ ガバナンス強化と人材確保・育成
- ⑥ デジタル・ガバメントの構築に向けた地方公共団体の官民データ活用推進  
計画策定の推進

(4) デジタル手続法(令和元年 12 月 16 日施行)

(正式名称:情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律)

行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要  
な事項等を定めた法律。

< デジタル化の基本原則 >

- ① デジタルファースト: 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② ワンスオンリー: 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ コネクテッド・ワンストップ: 民間サービスを含め複数の手続・サービスをワン  
ストップで実現する

---

※オンライン化…インターネットなどの情報通信技術を用いて行うこと。

※オープンデータ…国や自治体、企業などが保有する公共データを、二次利用可能なルールの下で、公開さ  
れたデータ。

※デジタルデバイド…コンピューターやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできる人  
と、そうでない人の間に生じる貧富や機会、社会的地位などの格差。

※BPR…Business Process Re-engineering の略。既存の組織や業務プロセスを抜本的に見直し、  
業務フローや情報システムなど再設計すること。

※デジタルガバメント…デジタル技術を活用しながら、行政サービスを見直し、国が抱える社会問題の解決  
や経済成長を実現するための改革。

※ガバナンス…組織の管理体制を構築し、行政運営上のあらゆるリスクを減らすよう統制するシステム。

※ワンストップ…1か所で用事が足りる仕組み。

#### (5)自治体 DX 推進計画(令和 2 年 12 月 25 日策定)

デジタル・ガバメント実行計画にある自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国による支援策等をまとめたもの。

デジタル社会の構築に向けた取組みを着実に進めるため、次の事項について重点的に取り組むこととしています。

##### <重点取組事項>

- ①自治体の情報システムの標準化・共通化
- ②マイナンバーカードの普及促進
- ③自治体の行政手続のオンライン化
- ④自治体の AI・RPA の利用推進
- ⑤テレワークの推進
- ⑥セキュリティ対策の徹底

##### <自治体 DX の取組と合わせて取り組むべき事項>

- ①地域社会のデジタル化
- ②デジタルデバインド対策

#### (6)デジタル社会形成基本法(令和3年9月1日施行)

デジタル社会の形成に関し、基本理念や施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置及び重点計画の策定について定めたもの。

この法律により、平成 12(2000)年に成立した高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT 基本法)は廃止され、これまで力を注いできた情報通信ネットワークの充実から、ネットワークの存在を前提に収集されるデータの利活用により、発展するデジタル社会を目指し推進することとなりました。

---

※マイナンバー…日本国内に住民票を有するすべての人が1人につき1つ持つ 12 桁の番号。平成 28 年から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。

※テレワーク…ICT を活用し、サテライト勤務、在宅勤務など、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

※セキュリティ…情報資産の安全を守ること。人的な破壊行為や事故からのデータの保護、データの不正利用の防止を含む。



(7) デジタル社会の形成に関する重点計画(令和3年12月24日閣議決定)

⇒これにより、(3)「デジタル・ガバメント実行計画」は、廃止

デジタル社会の形成のために国が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めたもの。今回の重点計画は、デジタル庁発足(令和3年9月1日)後初めて策定する重点計画であり、目指すべきデジタル社会の実現に向けて構造改革や施策に取り組むとともに、それを世界に発信・提言するための羅針盤となるもの。

取組の全体像については、司令塔であるデジタル庁のみならず、各省庁の取組も含め、工程表などスケジュールと併せて明らかにしています。

### 3. 北海道における情報化施策の動向

道では、平成13(2001)年度から順次「情報化推進計画」を策定し、生活や産業分野等における情報化を計画的に推進してきたところですが、人口減少や少子高齢化、地方の過疎化などから生じる様々な課題に対し、未来技術を積極的に利活用し、地域、産業、生活の根本から変わる新たな社会システムを実現するため、令和2(2020)年3月に北海道の未来社会を見据えた「北海道 Society5.0 構想」をまとめました。

その一方で、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、人と人との接触による感染拡大の防止の観点から一気に ICT の活用が加速するとともに、行政分野におけるデジタル化の遅れが浮き彫りとなり、令和3(2021)年度までを計画期間とした「北海道 ICT 利活用推進計画」を前倒しで見直し、新たに「北海道 Society5.0 推進計画」を策定しました。

この計画においては、「未来技術を活用した活力にあふれる北海道」を目指す基本理念として掲げ、「暮らし」、「産業」、「行政」の3つの分野に加え、横断的視点として「データの利活用」、そしてそれらを支える「基盤整備」を施策の柱として取組みを推進します。

---

※Society5.0・・・AI 技術など実用化の進展に伴って生じる社会全体の大きな変革を、①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、歴史上5番目の新しい社会の到来であると位置付けた、仮想空間と現実社会が高度に融合した未来社会のこと。

計画期間	情報化関連計画	総合計画
H13-14	北海道高度情報化計画	第3次北海道長期総合計画(H10-19)
H15-17	北海道高度情報化計画改定計画	
H18-19	北海道高度情報化計画フォローアップ計画	
H20-22	北海道 IT 推進プラン	新・北海道総合計画(H20-27)
H23-25	北海道 IT 推進プランⅡ	
H26-29	北海道 IT 利活用推進プラン	北海道総合計画(H28-R7)
H30-R3	北海道 ICT 利活用推進計画	
R3-R7	北海道 Society5.0 推進計画(本計画)	

図4 道の情報化関連計画の推移(出典:「北海道 Society5.0 推進計画」北海道)



図5 施策展開のイメージ(出典:「北海道 Society5.0 推進計画」北海道)

#### 4. 本市の情報化の現状

本市では、国が推進する電子自治体の実現に向けた取組みを行うため、平成 13 (2001)年度に庁内 LAN 及び市内の公共施設、小中学校等とネットワークを図り、行政・福祉・防災情報等をホームページや電子メールなどを利用して共有化できるようになりました。また、庁内においては、3か年でほぼ正職員全員にノート型パソコンを配布し、業務の OA 化・効率化に大きく寄与しました。

平成 17(2005)年8月には、「恵庭市電子自治体推進計画」を策定し、便利で利用しやすい市民サービスの実現やスピーディで効率的な行政運営の実現のため、ホームページの拡充や HARP を利用した電子自治体の実現、業務の電子化・効率化、個人情報保護や情報セキュリティの確保に取り組んできました。

例えば、ホームページの拡充では、市民ニーズにあった情報を容易に検索できるよう改善、議会中継を Web 上で公開し、自宅からでも閲覧できるようになりました。

また、HARP を利用した電子自治体の実現では、公共施設予約情報システムの運用、様々な申請・届出様式をインターネットからダウンロード可能となっています。業務の電子化・効率化では、各システム(庁内掲示板、電子決裁など)の入り口となるポータルを整備やサーバやシステム管理について外部委託を積極的に活用しております。

個人情報保護や情報セキュリティの確保では、IC カード認証システムを導入し、端末からの情報持出不可設定や自治体クラウドによる高度なセキュリティ対策に取り組んでおります。また、こうした技術的な対策のほか、市民の大切な個人情報を守るため、職員に対する研修を行っております。

また、第5期総合計画以降のデジタル活用施策としては、市税等のコンビニでの収納対応やマイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニ交付、市内交通バスロケーションサービスの導入や図書館利用カードの生体認証システムの導入、小中学校における電子黒板・デジタル教科書の導入や、児童・生徒へのタブレット端末の配布等を順次行っております。加えて、庁内においても、引き続き RPA の導入による事務の効率化を目指すとともに、市議会においてもタブレット端末の配備やネットワーク機器等の整備を行っております。

---

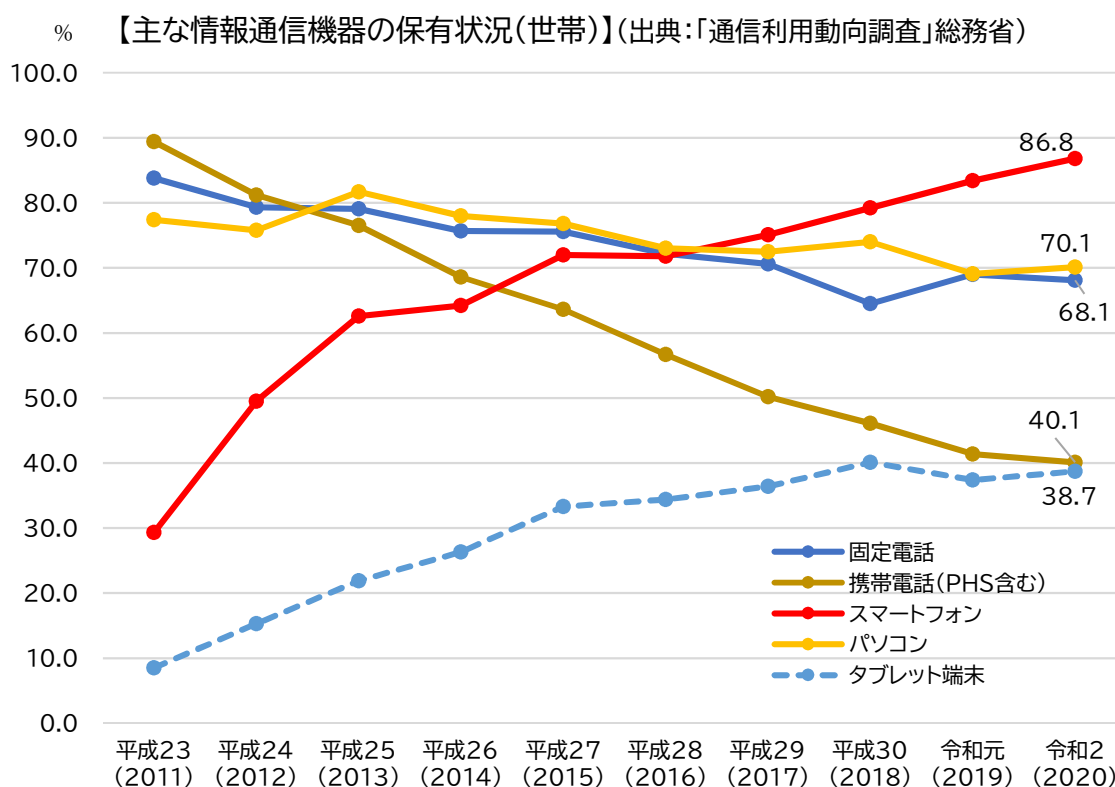
※LAN・・・Local Area Network の略。コンピューター等の機器を接続するネットワーク。

※OA 化・・・Office Automation の略。業務をコンピューターやコピー機などの機器を使って自動化すること。一方、IT(Information Technology)化は、インターネット環境を構築し、業務の仕組や手続そのものを情報処理により効率化すること。

## 5. データによる全国の情報通信機器の普及状況と市民意識調査結果

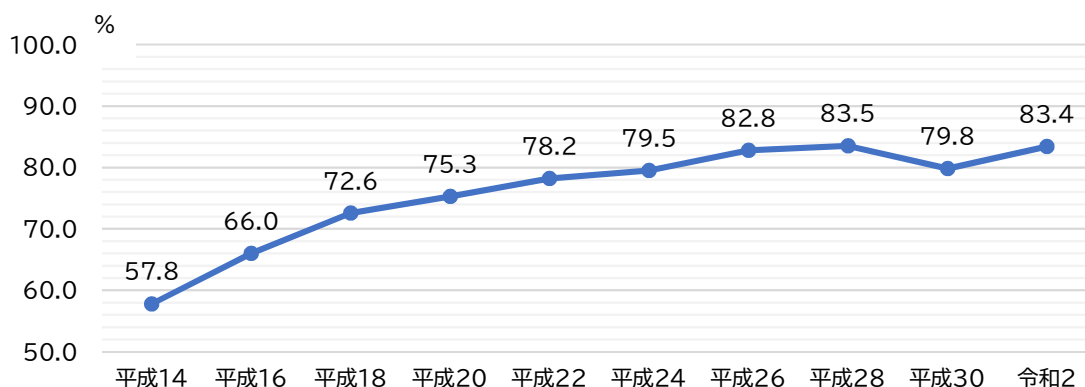
### (1) 全国の情報通信機器の普及状況

国では、世帯(全体・構成員)及び企業を対象とし、統計法に基づく一般統計調査として、通信サービスの利用状況や情報通信関連機器の保有状況等を調査しております。



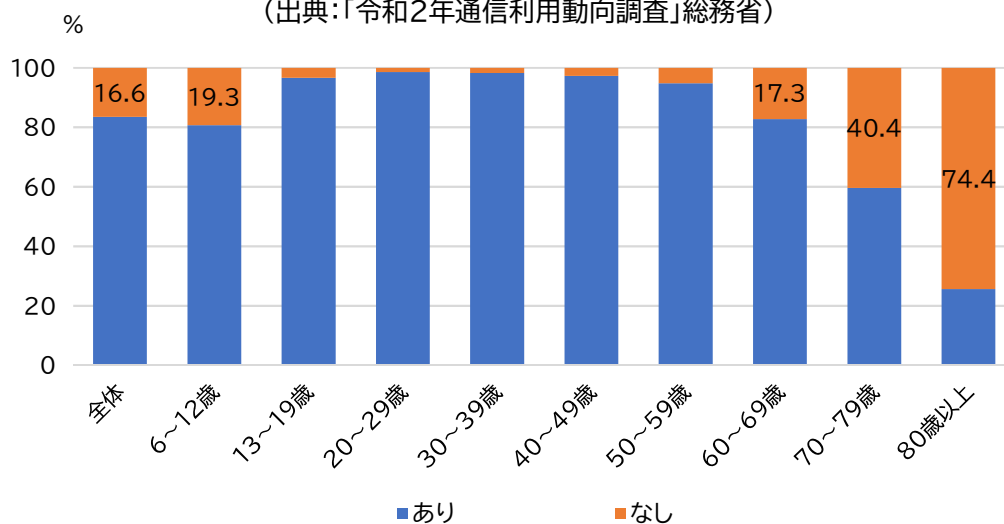
世帯の情報通信機器の保有状況を機器別にみると、スマートフォンやタブレット端末は、平成23年からの10年ほどで急激に割合が増加し、令和2年調査では、86.8%を占めています。一方、携帯電話(PHSを含む)の保有割合が減少しています。

【過去1年間のインターネット利用経験(個人)】(出典:「通信利用動向調査」総務省)



【過去1年間のインターネット利用経験(年代別)】

(出典:「令和2年通信利用動向調査」総務省)



年代別の過去1年間のインターネット利用経験の有無をみると、60歳以上の年代では、利用経験がない人が、全体平均の利用経験割合(16.6%)より上回り、80歳以上では、4分の3を占める割合の人が、普段からインターネットの利用経験がない。

## (2)市民意識調査の結果

本市の最上位計画である総合計画の効果検証のために、定期的に市民意識調査を実施しております。そこで、市民の情報化の現状を的確に捉えるために情報化施策等のニーズ調査をすることにより、計画策定における方針や方向性を検討するための基礎資料とすることを目的として、デジタル化に関する調査項目を加え、実施しました。

対象者 : 令和3年11月1日現在、16歳以上80歳未満の市民

対象者数 : 2,000人

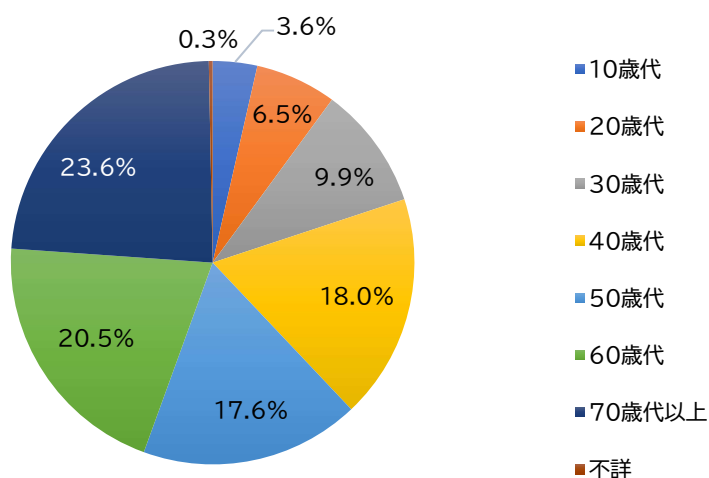
抽出方法 : 住民基本台帳より無作為抽出

調査方法 : 郵送(郵送回収、Web回収)

調査期間 : 令和3年12月15日～令和4年1月14日

回収状況 : 郵送回収 35.0%、Web回収 12.7% (合計 47.7%)

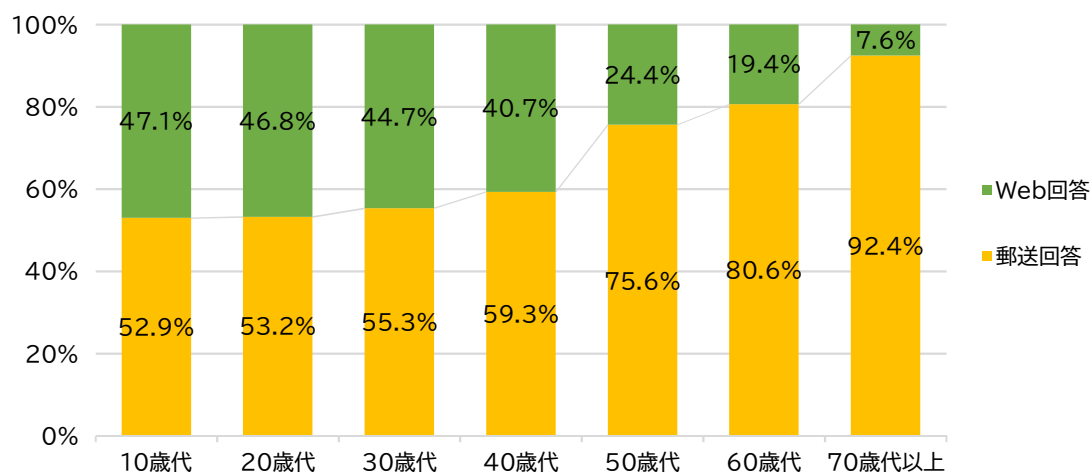
### ①-1 回答者の年齢構成(N=954)



### ①-2 年齢年代別発送件数と回答割合

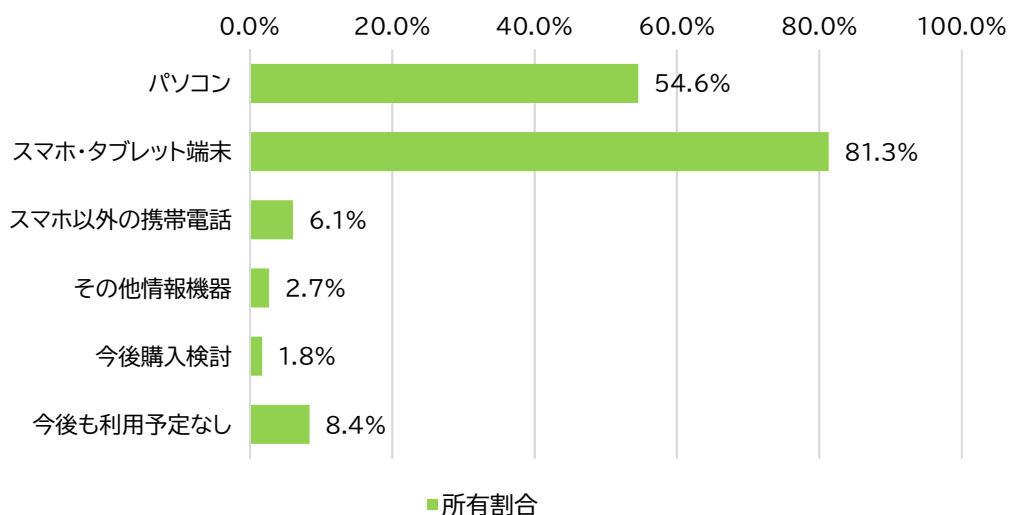
年代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
発送割合	4.8%	9.7%	13.2%	19.6%	17.3%	17.7%	17.8%
回答率	35.4%	32.1%	35.7%	43.9%	48.6%	55.4%	63.2%

② 年代別回答方法別割合(郵送・窓口回答:701名、Web回答:253名)



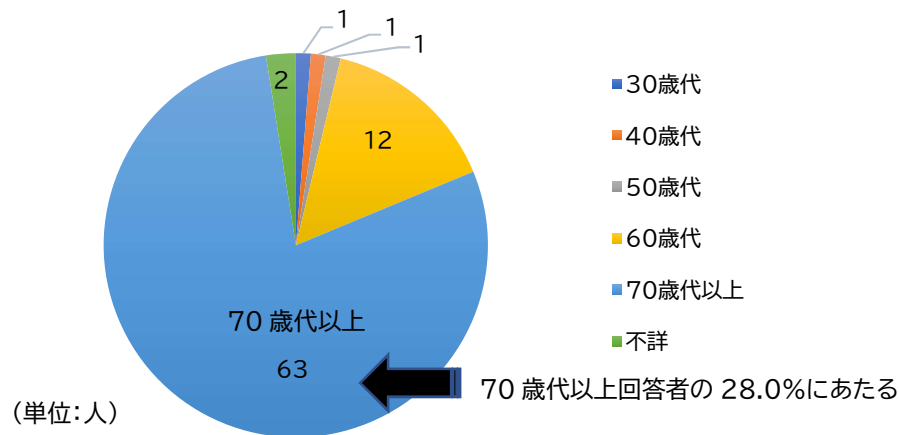
回答者の年代別に回答方法をみてみますと、40歳代までは、4割以上の方がWeb回答を選択しており、年代が上がるにつれて、郵送回答を選択する割合が高くなっています。

③-1 自宅等で自分で使用できるインターネット情報機器は？(複数回答可)  
(N=954)



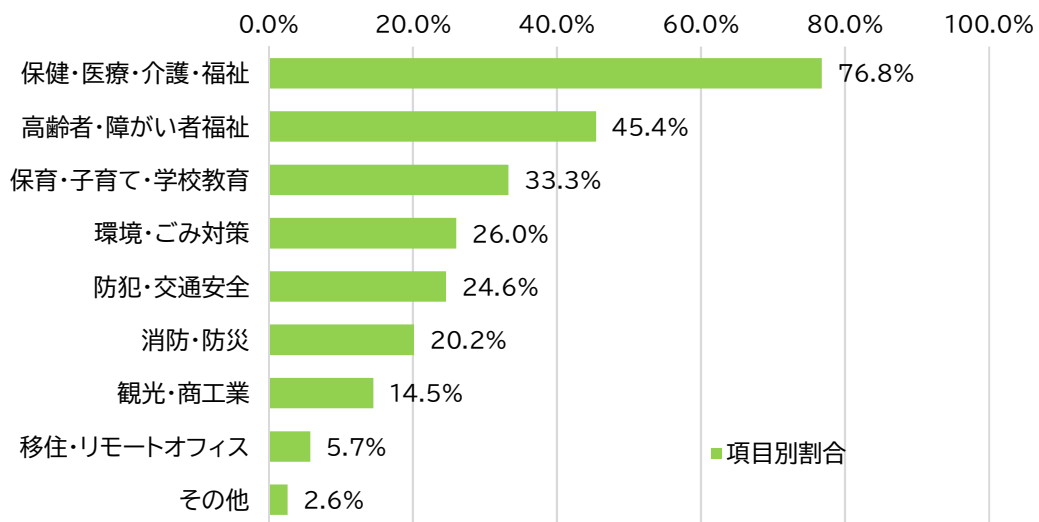
自分で使用できるインターネット情報機器の所持状況をみると、全体の8割以上の方が、スマートフォンまたはタブレット端末を所有していることがわかります。また一方で、8.4%の方が、「現在、利用していないし、今後も利用する予定はない」と回答しています。

③-2 『今後も利用する予定はない』と回答した方の年代別構成



インターネットに接続できる情報機器を今後も利用する予定がないと回答した年代別構成をみると、70歳以上の回答者の28.0%にあたる方が利用を予定していないことがわかりました。

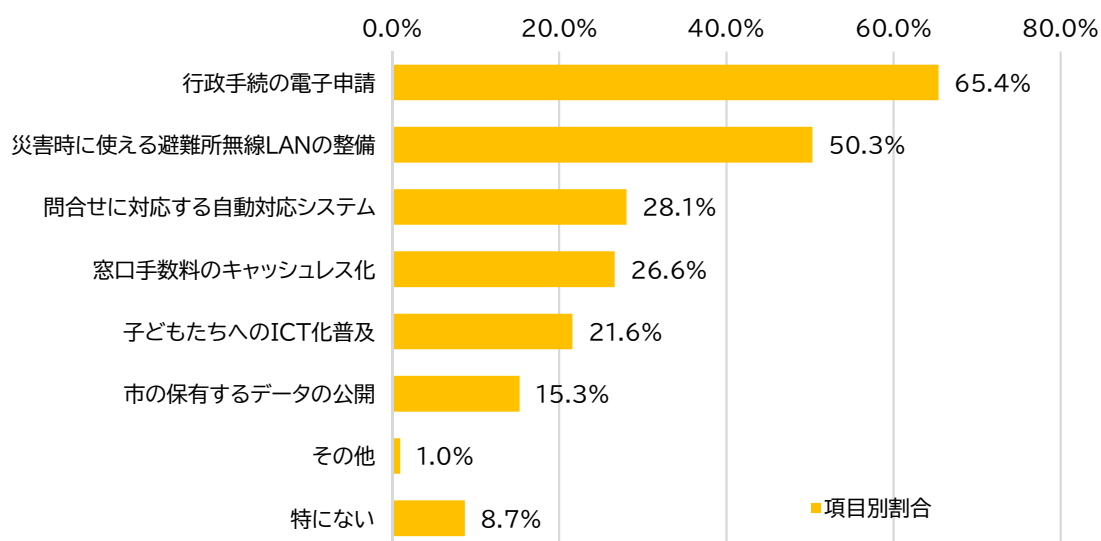
④市の施策の中で優先的に情報通信技術の利活用が進むことを期待する分野は？  
(複数回答可)(N=923)



『その他』としては、バス運行情報や除雪作業状況の発信サービス、新型コロナワクチン接種事業などにICT(情報通信技術)の利活用を期待する意見がありました。

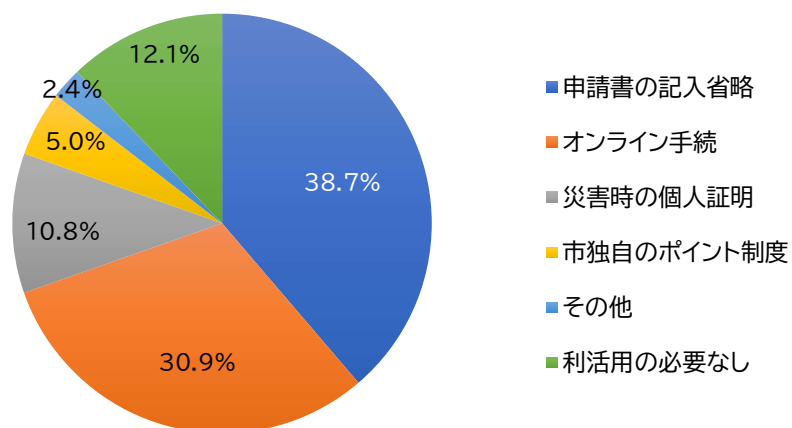


⑤ 充実するべきと思う情報通信技術を使った行政サービスは何ですか？(複数回答可)  
(N=916)



『その他』としては、公共料金のクレジット決済や粗大ごみの24時間オンライン申込みの意見がありました。

⑥ マイナンバーカードの利活用で優先的に進めてほしいことは？(N=873)



『その他』としては、保険証の代替りとしての役割や情報の一本化、カードの読取り機器の無償配布もしくは取得補助などの意見がありました。

## 6. 国の統計調査や市民意識調査結果からわかったデジタル化の課題

本市のデジタル化に関する市民意識調査の結果から、市民の8割以上の方がインターネットと接続できる情報機器、特にスマートフォンやタブレット端末を所有しており、インターネットサービス普及率が増加していることがわかります。

また、市の施策の中で優先的に情報通信技術の利活用が進むことを期待する分野として、「保健・医療・介護・福祉」や「高齢者・障がい者福祉」などの分野でデジタル化が進むことを期待しております。

また、行政サービスの中で行政通信技術を使って充実してほしいと思うことは、過半数の方が「行政手続の電子申請」や「災害時に使える避難所での無線 LAN の整備」を選択しています。

マイナンバーカードの利活用で優先的に進めてほしいことは、「各種申請書の記入の省略」や「行政手続のオンライン化」の割合が高くなっています。

このように、多くの市民が、インターネットサービスの恩恵を共有できるようになった現在では、市民生活に密着した分野である「保健・医療・介護・福祉」や「高齢者・障がい者福祉」などの分野のデジタル化の進展や、ひとり一人の生活スタイルやニーズに合わせるため、「行政手続の電子申請」や「各種申請書の記入の省略」の充実により、時間と空間の制約を取り払うことを期待しています。また、同時に、「災害時に使える避難所での無線 LAN の整備」などのデジタルインフラ整備の充実を期待しています。

しかし、一方で、70歳代以上の回答者の28.0%が、インターネットに接続できる情報機器の利用を予定していないと回答しています。デジタル機器・サービスに不慣れな方や機器等の利用が困難な方もデジタル化の恩恵を実感できるように「各種申請書の記入の省略」など、窓口での行政手続の負担軽減を検討する必要があります。

国では、『誰一人取り残されないデジタル社会の実現』を目指す姿に掲げているため、デジタル機器・サービスに不慣れな方や自らはこれらを利用しない方も含めて、デジタル化により実現される迅速かつ円滑な行政サービスの提供を始め、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるような環境を整備することが必要となります。

---

※デジタルインフラ…インターネットをはじめとする IT 全般の技術基盤のこと。パソコンやスマートフォンなどインターネットへの接続を可能とする通信網などを指す。

## 第3章 本市の情報化推進の方向性

本計画における情報化の基本的な考え方については、上位計画である第5期恵庭市総合計画をはじめ、国や道の情報政策の動向及び本市における情報化の現状とニーズを踏まえ、次の基本理念を掲げます。

### 1. 基本理念

デジタル技術を活用した新たな社会基盤の構築によるスマート自治体を目指して

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、国、地方公共団体や社会におけるデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う非効率さ、煩雑な手続や給付の遅れなどの課題が明らかとなりました。今後、持続可能な発展のためには、社会全体のデジタル化を進めることにより、生産性向上と新たな価値を創設することが、少子高齢化や地域の課題解決のためには必要となります。

こうした課題となっている社会全体のデジタル化を進めるためには、まず行政がデジタル技術やデータを活用して、市民ニーズを把握し、新たな価値を創設する改革を進めていくことが必要となります。

### 2. 基本方針

基本理念をもとに、本市の情報化の目指すべき方向性として、基本方針を次のとおり設定します。

#### 基本方針1 市民利用サービスのデジタル化

窓口手続のデジタル化による市民の利便性の向上の実現や ICT 活用による災害への対応、教育・文化分野のデジタル化を推進します。

##### (1) スマート窓口の推進

- ・行政手続のオンライン化
- ・マイナンバーカードの普及促進
- ・窓口手数料等のキャッシュレス化

##### (2) 暮らしや安心・安全に関する情報化の推進

- ・暮らしの安全に係るデジタル活用
- ・避難行動要支援者の支援システムの構築

##### (3) 学びと文化を育む環境の推進

- ・小中学校におけるタブレット端末の整備
- ・文化教育施設サービスの DX 推進

基本方針2 行政事務のデジタル化
本市におけるデジタル・ガバメントの実現に向けて、業務システムのデジタル化を推進します。
(1)業務効率化・働き方改革への取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・RPA や AI-OCR の導入による業務の効率化</li> <li>・電子決裁の拡大・電子文書管理システムの構築</li> <li>・テレワークシステムの基盤整備</li> </ul>
(2)情報システム改革等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹システム標準化を見据えたシステムの更改</li> <li>・情報システムの最適化・標準化                      ・庁内のコミュニケーション手段の充実</li> </ul>

基本方針3 人材育成・情報セキュリティの確保
個人情報の流出や高度化・巧妙化するサーバー攻撃などの事故に対し、市民の個人情報や市の重要情報等の情報資産を守るため、情報セキュリティを確保する取組を推進します。
(1)人材育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化推進をテーマとした職員研修</li> </ul>
(2)推進体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化推進体制の強化                      ・ICT 人材の確保</li> </ul>
(3)個人情報漏洩対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ対策の強化                      ・情報セキュリティ研修の充実</li> <li>・国のガイドラインに基づく情報セキュリティポリシーの改定</li> </ul>

基本方針4 デジタルデバイド(情報格差)対策
ICT の利活用における格差が生じることのないよう取組を推進します。
(1)情報格差への取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT 利活用の機会等格差をなくす取組                      ・デジタル活用支援の推進</li> </ul>

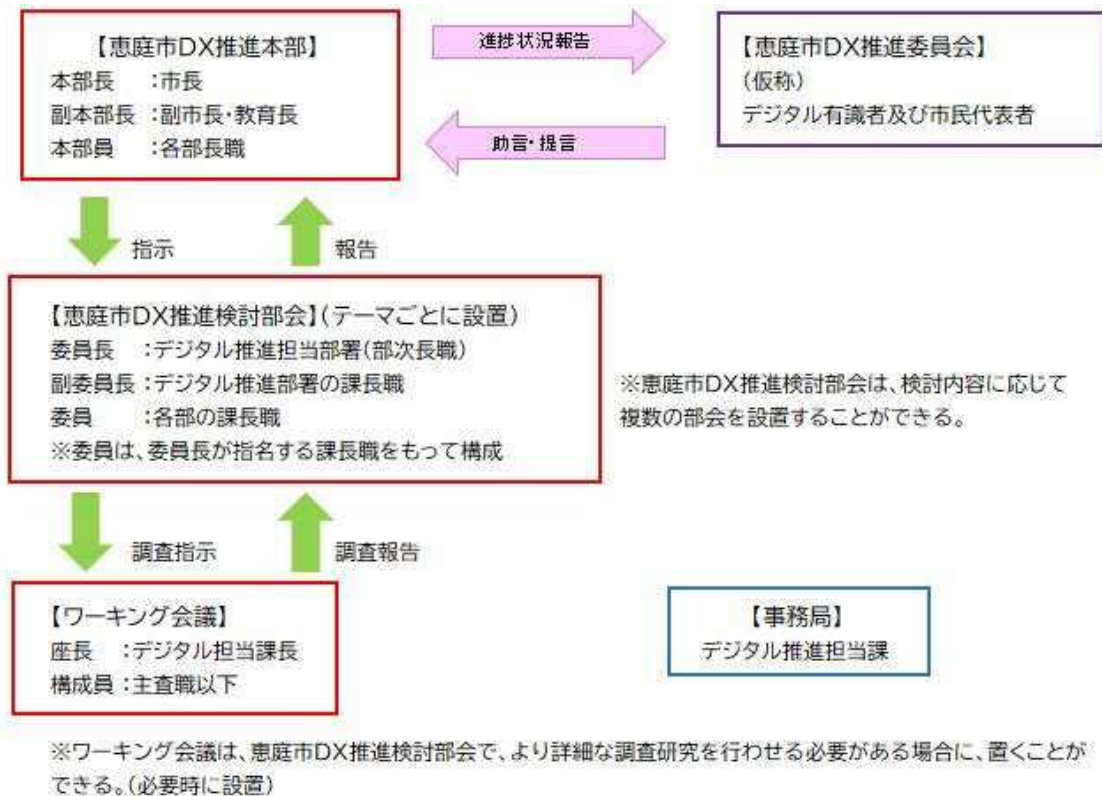
<b>基本方針5 動向を踏まえたデジタル化の推進</b>
<p>社会全体のデジタル化は今後も更に加速するため、最新技術の情報収集を行うとともに、その技術が市民の利便性やサービスの向上に寄与するか将来を見据えた視点に立ち推進します。</p>
<p>(1)オープンデータの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンデータ(行政保有データ公開)の推進</li> <li>・オープンデータを活用した地域課題の解消</li> </ul>
<p>(2)新たな情報通信技術を活用した取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を活用した観光振興や魅力ある地域づくりの推進</li> <li>・5G、ローカル5Gの活用についての調査研究(地域社会のデジタル化)</li> </ul>

## 第4章 情報化推進に向けた体制

### 1. 推進体制と進行管理の方法

本市のデジタル化推進計画を円滑かつ着実に実施していくために、組織横断的な情報化推進体制を確立し、全庁的な情報化の推進に向けて取組むことが必要となります。本推進計画に基づく実施計画については、今後、5つの基本方針に沿った具体的な個別事業の検討・策定を行い、下記の推進体制の下、令和5年度から始まる実施計画に基づき着実に実行していきます。

#### (1) 計画の推進体制



#### (2) 進行管理の方法

実施計画に位置付けられた事業については、計画に沿って進められているか、十分な効果が得られているか、定期的に進捗状況・成果等を把握・評価を行い、必要に応じて、事業の継続や目標設定について見直しを行います。

また、計画作成後における社会情勢の変化や技術革新の状況など考慮しながら、追加事業や廃止事業についても適宜見直しを行います。

## 恵庭市デジタル化推進計画

令和4(2022)年〇月策定

【編集・発行】恵庭市企画振興部企画課

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

電話 0123(33)3131(内線 2344)

FAX 0123(33)3137

E-mail [kikaku@city.eniwa.hokkaido.jp](mailto:kikaku@city.eniwa.hokkaido.jp)

URL <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp>